

社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会

第2次

地域福祉 活動計画

令和8年4月版



福祉を伝える
人づくり

誰もが安心して
暮らせる
仕組みづくり

みんなで
支えあう
まちづくり

社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会

会 長 澤 田 武 彦



鶴田町社会福祉協議会では、令和5年4月、「住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり」を基本理念に、地域福祉活動計画を策定し、町民の皆様とともに取り組みを進めてまいりました。

振り返れば、私たちはコロナ禍という長いトンネルの中で、集まることの難しさを経験しました。しかし、その時間は決して無駄ではありません。「直接会って話したい」「元気な顔が見たい」そんな当たり前の日常の尊さを、再確認することができたからです。

今、町には再び明るい笑い声が戻り始めています。休止していた、幸せの種まき運動や介護予防事業などの「集いの場」の再開や、生活支援サポーターによるサービスの拡大など、町民の皆様の「動きたい」というエネルギーが、この町の新たな力になっています。

第2次計画の基本理念は、第1次計画を踏襲し「住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり」です。「その人らしく暮らせる」とは、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが自分の意志で、住み慣れたこの町で安心して明日を迎えられることです。そのためには、制度による支援だけでなく、お隣同士の「ちょっとした声掛け」や、趣味を通じた「笑顔の集い」といった、町民の皆様一人ひとりの力が欠かせません。

今後は、これまでの歩みをさらに一歩進め、町民の皆様が主役となり、行政や関係団体と手を取り合って、困りごとを「自分たちのこと」として支え合える仕組みをさらに強く、太くしていきます。

私たちはこれからも、皆様のすぐそばで、共に歩み、共に笑い、誰もが「この町に住んでよかった」と心から思えるまちづくりに挑戦してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、策定委員の皆様と作業部会委員の皆様をはじめ、アンケートや聞き取り調査で貴重なご意見をいただきました町民の皆様に、心からお礼申し上げます。

目 次

第1章	計画の策定にあたって	3
1	策定の趣旨	4
2	計画の期間	5
3	計画の位置づけ	5
4	地域福祉とは	6
5	社会福祉協議会基本要項2025について	7
第2章	鶴田町の状況	8
1	人口の動向	9
2	子どもの状況	11
3	要介護高齢者の状況	13
4	障がいのある人の状況	14
第3章	鶴田町の地域福祉を取り巻く現状と課題	15
1	アンケート結果からみる現状と課題	16
2	聞き取り調査結果からみる現状と課題	18
3	第1次計画の成果と課題	19
第4章	計画の基本方針	22
1	基本理念	23
2	基本目標	23
3	計画の体系図	24
第5章	取り組みの展開	25
1	取り組み及び具体的施策	26
第6章	計画の推進と評価	46
1	計画の推進	47
2	進行管理と評価	47
資料編		48
1	鶴田町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	49
2	鶴田町地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿	50
3	鶴田町地域福祉活動計画 作業部会委員名簿	51
4	鶴田町社会福祉協議会 役員・担当職員名簿	52
5	鶴田町地域福祉活動計画 策定経過	53
6	鶴田町地域福祉活動計画 ダイジェスト版	55

第1章 計画の策定にあたって



マリーゴールドの双葉
就労継続支援事業所B型 鶴花塾

第1章

計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会（以下「社協」）が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営む者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

2020年から約3年間に及ぶコロナ禍を経て、経済的困窮や、社会的孤立、貧困の連鎖、ひきこもり、生きづらさ・不安、子育ての孤立化などの課題が社会全体に一気に顕在化しました。より複雑化・複合化した地域生活課題、新たな福祉ニーズが社会全体に広がっている状況にあって、これまでのセーフティネット対策や、子ども・子育て家庭支援、障がい福祉、高齢者福祉といった縦割りの社会福祉制度では応えきれない、支えきれないといった状況がより鮮明になりました。

また、過去5年間においても、全国で度重なる豪雨や地震などの大規模災害が発生し、被災地での復旧・復興の遅れや、生活の再建が見込めない被災者の転出などを背景に、コミュニティの維持・再建が困難な状況もみられます。多くの被災地では従前から人口減少・高齢化が進んでおり、被災により生活の基盤となるインフラの復旧が困難な状態にあるなか、自立した生活を支える支援とコミュニティの再形成への働きかけが重要となっています。

2025年、少子化と高齢化は一層進み、人口減少は予想を上回る速さで進んでいます。それにより、子ども・子育て家庭の孤立化などを背景とした不安の増大、虐待・DVの増加、社会的養護を必要とする子どもの増加、困窮するひとり親家庭など、子ども・子育て家庭をめぐる課題はより深刻になっています。

さらに、高齢者人口は全人口の3割を超え、一人暮らし高齢者、認知症高齢者も増え、多様な支え合いによる支援がますます必要となっています。

国が進める「地域共生社会の実現」においては、地域に生きる一人ひとりが尊重され、誰も取り残されることなく、状況に応じて能力を活かし、支える側にも支えられる側にもなり、多様な形で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域づくりが期待されています。

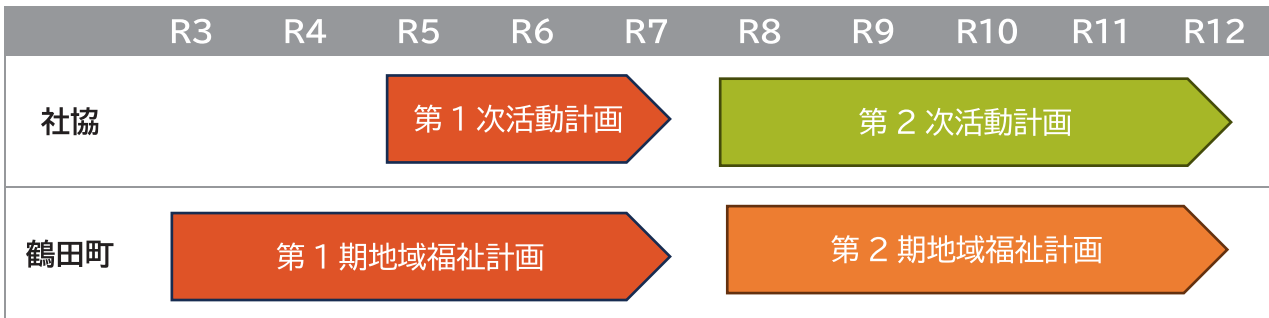
鶴田町社会福祉協議会では、このような状況を踏まえ、これからの地域福祉をどのように進めていくかを整理した「鶴田町社会福祉協議会 地域福祉活動計画」を令和5年4月に策定し、事業・活動を展開してきました。

この度、同計画の期間が終了することから、新たに第2次計画を作成し、地域福祉活動の一層の推進を図ります。

2. 計画の期間

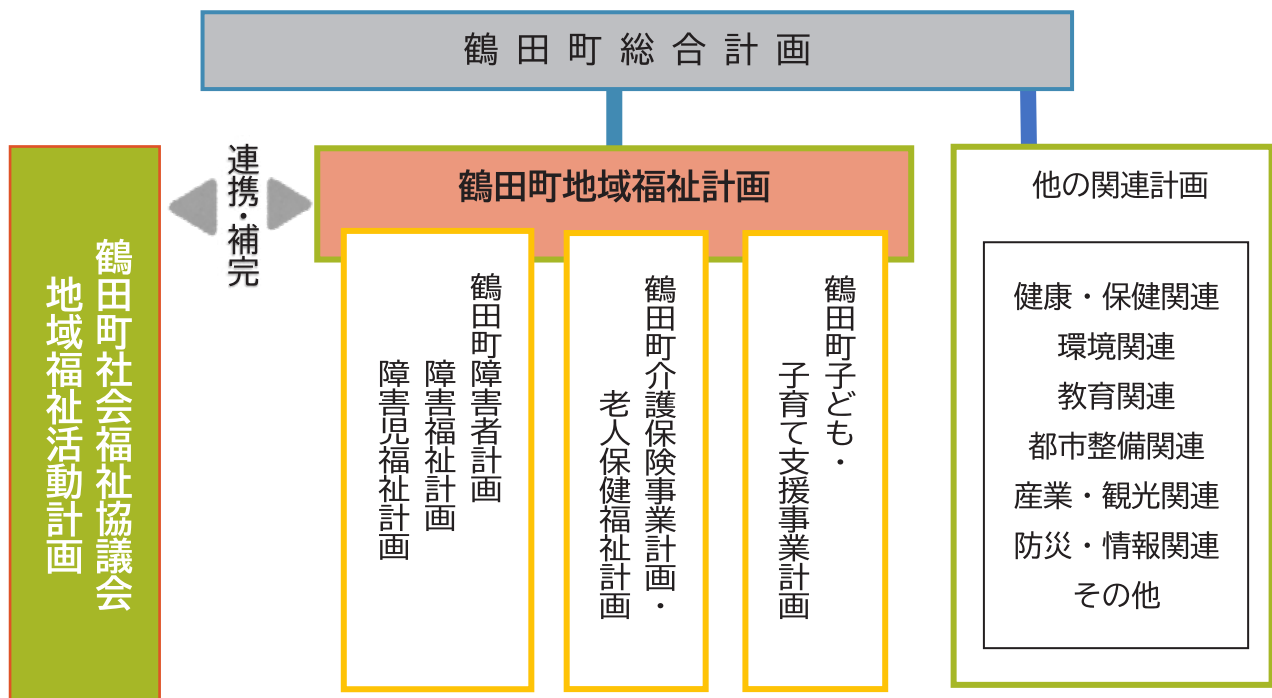
本計画の期間は、鶴田町における地域福祉の一体的な推進の観点から、鶴田町地域福祉計画の期間と合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、見直しを行うものとします。



3. 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、鶴田町地域福祉計画と連携・協働の関係にあり、地域住民や福祉関係団体が地域福祉推進のために取り組むことをまとめた民間の行動計画です。



4. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけでなく、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むものです。

社会福祉法には、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、社会福祉の方向性をあらためて示したものです。

本会では、幸せの種まき運動をはじめ、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等の支え合いや、ホームヘルプサービス、移送サービス等の在宅サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根ざした地域福祉の実践を進めてきました。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

これからも、地域の社会福祉法人・福祉施設や民生委員児童委員をはじめとした社会福祉関係者と連携・協働し、地域福祉の推進役としての役割を果たしてまいります。

5. 社会福祉協議会基本要綱 2025 について

社協は、明治41年設立の中央慈善協会を源流とし、昭和26年に全国及び都道府県社協が、昭和58年に市町村社協が法制化されました。

昭和37年に社会福祉協議会基本要項、平成4年に新・社会福祉協議会基本要項が策定され、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性が示されました。いずれも「住民主体」を掲げ、各社協はこれらをもとに地域福祉を推進してきました。

平成12年以降は、社会福祉法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社協の活動・事業、組織が拡大し、平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、市町村社協法制化40周年を契機とし、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据えながら、これからめざすべき社協の姿を検討し、「社会福祉協議会基本要項2025」に改定されました。

● これからの社会福祉協議会に求められる役割

- 1) その人らしい暮らしを地域で支える
- 2) 住民主体の地域づくり
- 3) 協議体としての機能を地域福祉に活かす
- 4) 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

● 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

● 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ① 住民を中心に置くこと
 - ② 住民のニーズに基づくこと
 - ③ 住民の主体形成と組織化を基礎とすること
- である。

第2章 鶴田町の状況



キンセンカ
就労継続支援事業所B型 鶴花塾

第2章

鶴田町の状況

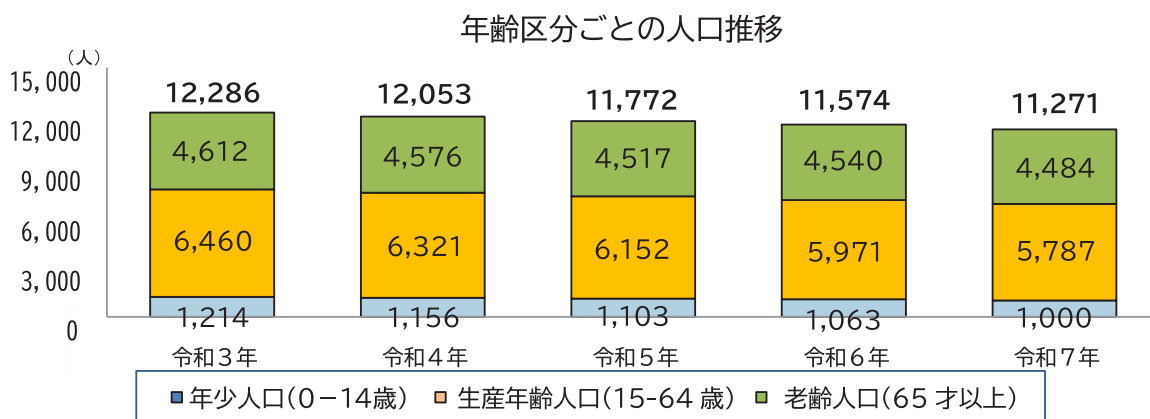
1. 人口の動向

(1) 人口の推移

令和3年から令和7年にかけての人口推移をみると、総人口は12,286人から11,271人へと一貫して減少しており、人口減少が継続している状況がうかがえます。

年齢区分別にみると、年少人口(0～14歳)は令和3年の1,214人から令和7年には1,000人へと大きく減少しており、少子化の進行が顕著です。生産年齢人口(15～64歳)についても、6,460人から5,787人へと減少が続いており、地域を支える担い手の縮小が進んでいます。

一方、老年人口(65歳以上)は令和3年の4,612人から令和7年には4,484人へと緩やかに減少しているものの、他の年齢区分と比較すると減少幅は小さく、総人口に占める割合は相対的に高い水準を維持しています。

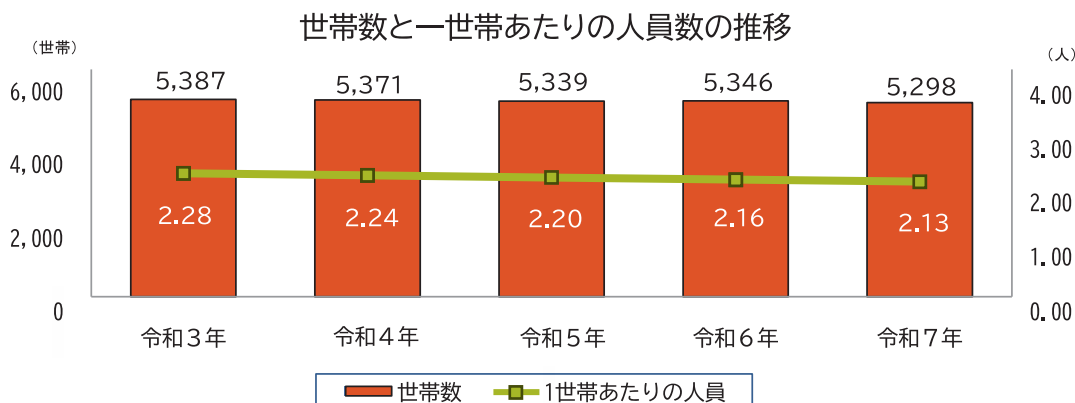


資料: 第2期鶴田町地域福祉計画(各年9月末現在)

(2) 世帯の推移

令和3年から令和7年にかけての世帯数の推移をみると、世帯数はおおむね横ばいから緩やかな減少傾向で推移しており、令和3年の5,387世帯から令和7年には5,298世帯となっています。

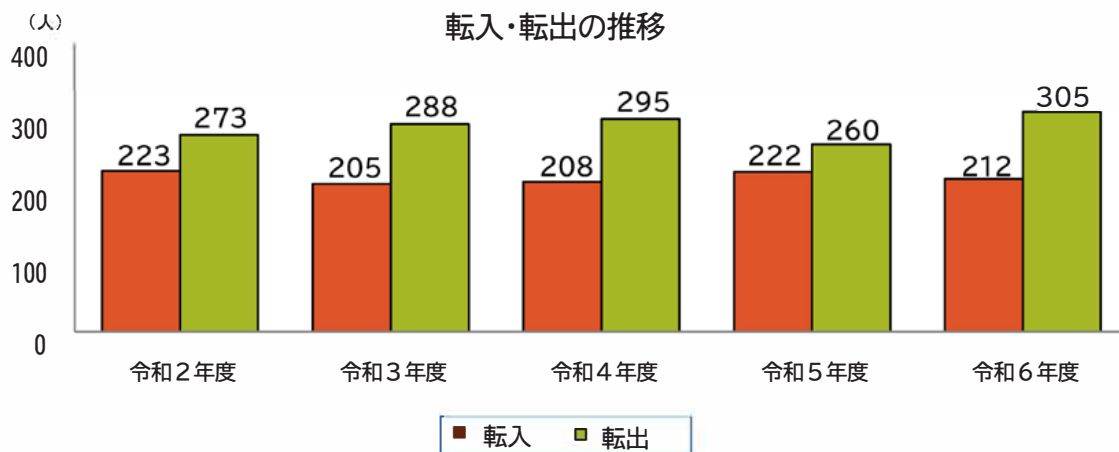
一方、1世帯あたりの人員数は、令和3年の2.28人から令和7年には2.13人へと継続的に減少しており、世帯の小規模化が進行している状況がうかがえます。



資料: 第2期鶴田町地域福祉計画(各年9月末現在)

(3) 転入・転出の推移

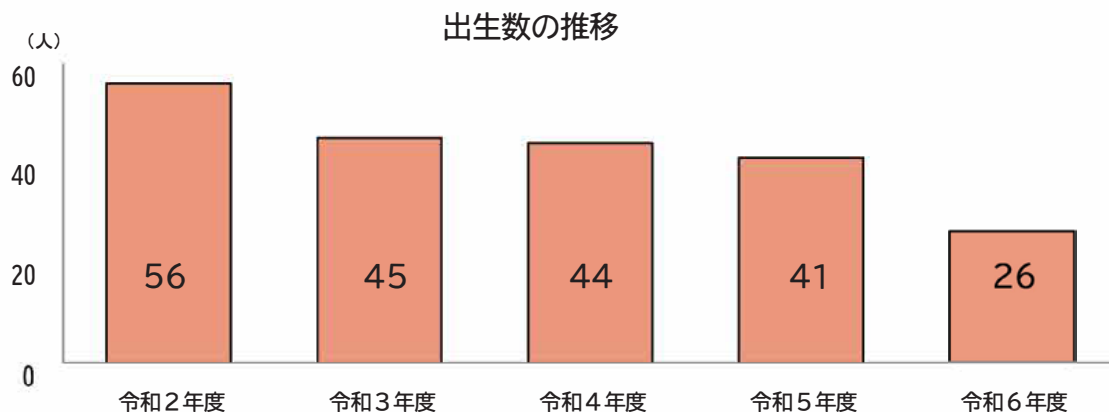
令和2年度から令和6年度にかけての転入・転出の推移をみると、各年度において転出者数が転入者数を上回る状況が続いています。転入者数はおおむね200人程度で推移している一方、転出者数は260人から300人程度で推移しており、社会減の状態が継続している状況がうかがえます。



資料：第2期鶴田町地域福祉計画(各年度合計)

(4) 出生数の推移

令和2年度から令和6年度にかけての出生数の推移をみると、出生数は一貫して減少傾向にあります。令和2年度には56人であった出生数は、令和3年度に45人、令和4年度に44人、令和5年度に41人と減少が続き、令和6年度には26人まで大きく減少しています。



資料：第2期鶴田町地域福祉計画(各年度合計)

2. 子どもの状況

(1) 園児数

町内の保育所・認定こども園・幼稚園に在籍する園児数の推移をみると、令和3年以降、園児数は一貫して減少傾向にあります。全体の園児数は、令和3年の363人から、令和4年に327人、令和5年に298人、令和6年に264人と減少が続き、令和7年には246人となっています。

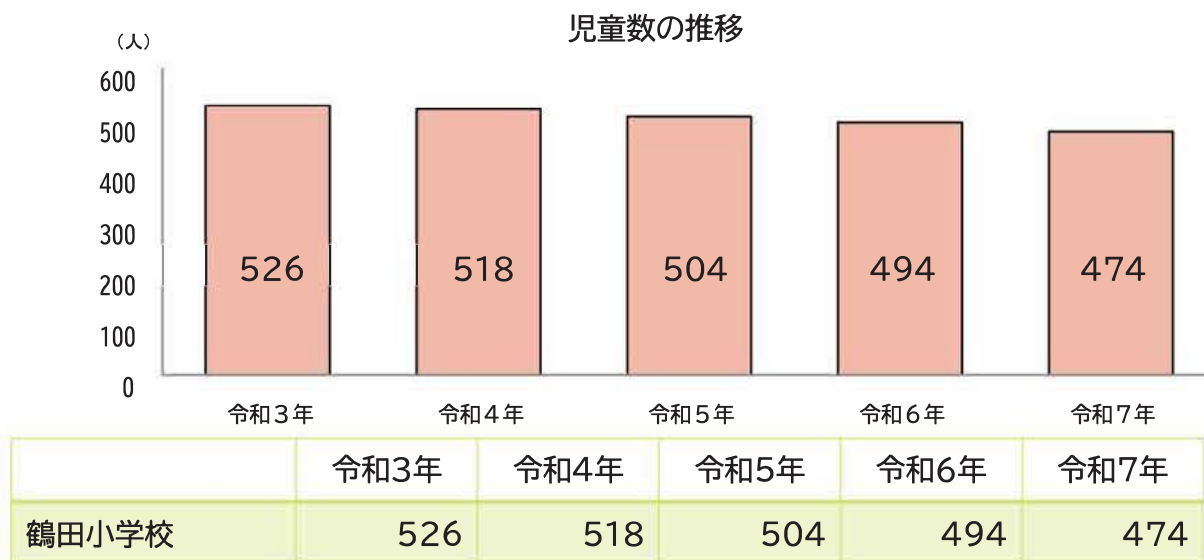


	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
梅沢保育所	33	29	28	23	18
こども園つるのこ	62	61	58	54	49
水元保育園	46	38	29	26	25
認定こども園はやせ	69	68	58	55	55
つるた乳幼児園	91	80	80	70	65
NOGI こども園	36	31	27	19	17
ひなづる幼稚園	26	20	18	17	17
合 計	363	327	298	264	246

資料：第2期鶴田町地域福祉計画(各年5月1日現在)

(2) 児童数

本町の児童数の推移をみると、令和3年以降、児童数は一貫して減少傾向にあります。児童数は令和3年の526人から、令和4年に518人、令和5年に504人、令和6年に494人と減少が続き、令和7年には474人となっています。

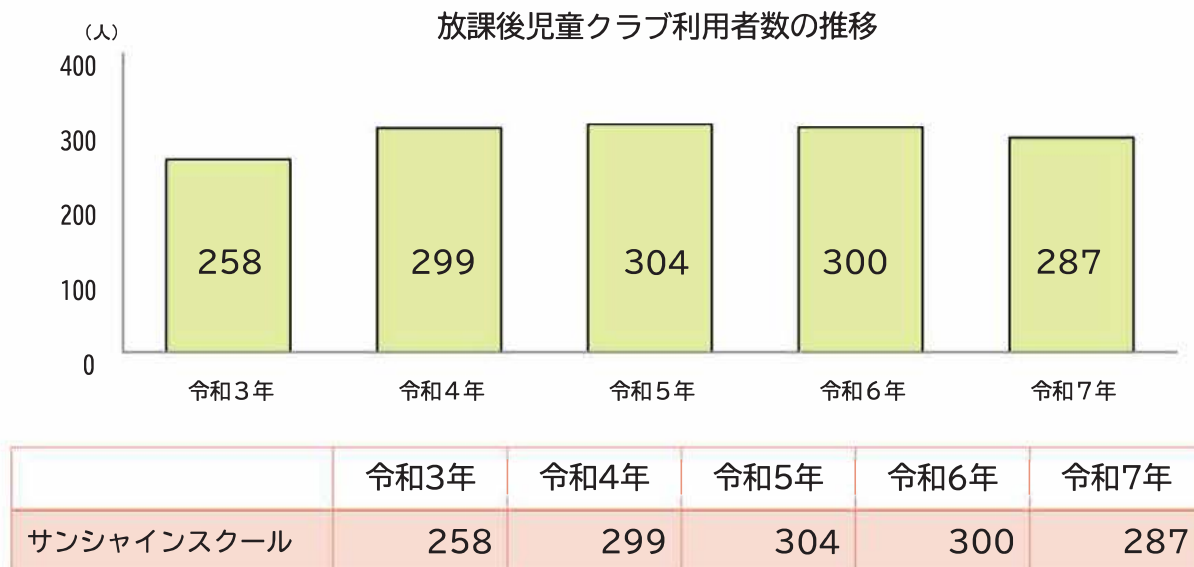


資料：第2期鶴田町地域福祉計画(各年5月1日現在)

(3) 放課後児童クラブ

令和3年から令和7年にかけての放課後児童クラブ利用者数の推移をみると、利用者数は増減を伴いながらも、概ね高い水準で推移しています。利用者数は、令和3年の258人から令和4年に299人、令和5年には304人と増加し、その後、令和6年は300人、令和7年は287人とやや減少しています。

児童数が減少傾向にある中においても、放課後児童クラブの利用者数は一定数確保されており、共働き世帯の増加や保護者の就労状況等を背景に、放課後の居場所や見守りに対するニーズが継続している状況がうかがえます。



資料：第2期鶴田町地域福祉計画(各年5月1日現在)

(4) 生徒数

町内の中学校、高校の生徒数の推移をみると、令和3年以降、生徒数は減少傾向にあります。全体の生徒数は、令和3年の336人から、令和4年に316人、令和5年に281人、令和6年に261人と減少が続き、令和7年には257人となっています。

なお、令和4年をもって鶴田高校は廃校となり、令和5年からは下山学園高校が開校しています。

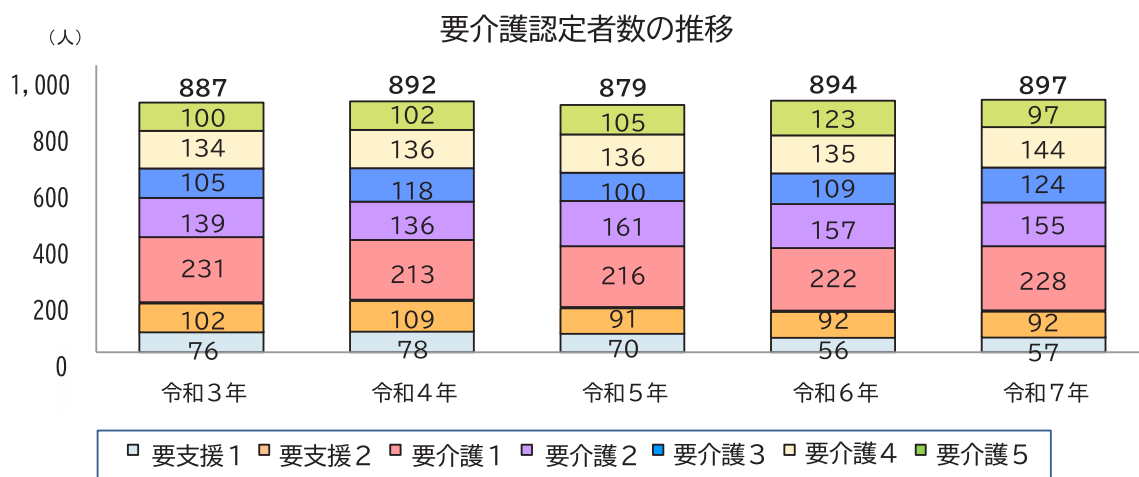
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
鶴田中学校	296	287	281	261	257
鶴田高校	40	29	-	-	-
下山学園高校	-	-	164	187	224
合計	336	316	445	448	481

資料:第2期鶴田町地域福祉計画(各年5月1日現在)

3. 要介護高齢者の状況

(1) 要介護認定者数

要介護認定者数の推移をみると、年ごとに増減はみられるものの、全体としては一定数で推移している状況がうかがえます。要介護度別にみると、比較的軽度の認定者から重度の認定者まで、各区分において継続的に認定者が存在しており、高齢者の介護ニーズが幅広い段階にわたっていることが分かります。



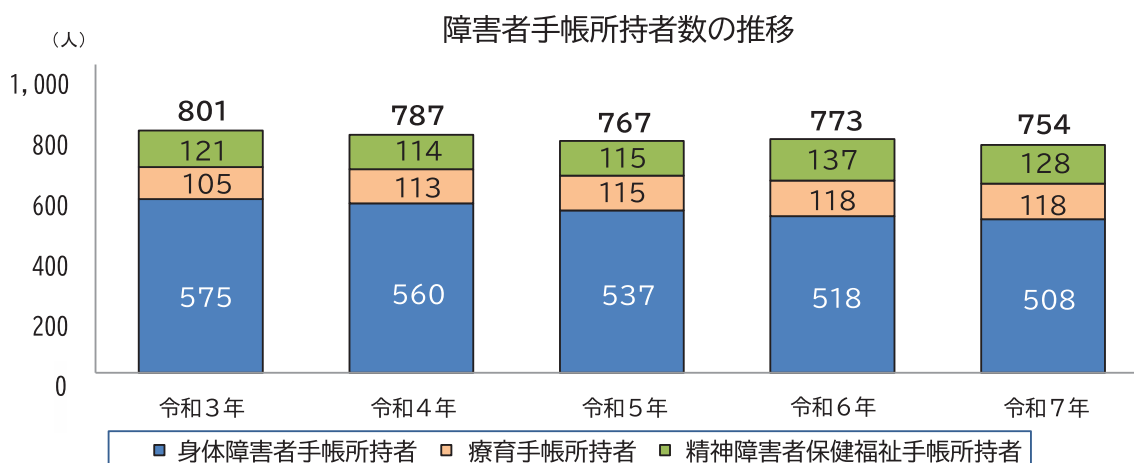
資料:第2期鶴田町地域福祉計画(各年9月末現在)

4. 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和3年以降、全体としては緩やかな減少傾向がみられます。手帳所持者の総数は、令和3年の801人から、令和4年に787人、令和5年に767人、令和6年に773人と一時的な増加はあるものの、令和7年には754人となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者は継続的に減少している一方、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は横ばいから緩やかな増加傾向がみられ、障がいの種別によって動向に違いが生じています。



資料：第2期鶴田町地域福祉計画(各年9月末現在)

(2) 障害者差別解消法の改正

2024年4月1日より、これまで努力義務だった民間事業者に対しても、「合理的配慮」の提供が法的義務になりました。障害のある人の社会的な障壁（バリア）を取り除くため、負担が重すぎない範囲で、対話を通じて必要な対応を行うものです。

○障がいがある方への合理的配慮の提供例

- ・車椅子の方：車椅子でも通れるルートを確認する。
- ・視覚障がいの方：読み上げ、本人の意思を確認しながらの代筆を行う。
- ・聴覚障がいの方：筆談ボード、タブレット、身振り手振りでのコミュニケーション。
- ・発達・知的障がいの方：分かりやすい言葉・イラストでの説明、静かな場所への案内。

無理難題を聞くことではなく、お互いの状況を理解し合って、可能な範囲で「不自由」を減らしていく。これが義務化の本当の狙いです。

第3章

鶴田町の地域福祉を 取り巻く現状と課題



エケベリア(七福神)
就労継続支援事業所B型 鶴花塾

第3章

鶴田町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. アンケート結果からみる現状と課題

○調査対象者

①地域福祉に関する町民意識調査

鶴田町にお住まいの18歳以上の方1,000人を無作為に抽出（回答数453）

②地域福祉に関する意識調査（地域役員用）

鶴田町において地域活動を実施している関係者97人（回答数47）

○調査期間

令和7年2月

- 現在住んでいる場所に住み続けたいと思う方が70%を占め、現在の場所に満足している方も74%を超えていますが、「特に不便を感じないから。面倒だから。」と、町内会に加入していない世帯も7%にのぼります。
- 近所で困っている世帯があったら何か手助けできると思うと答えた方が68%となり、何ができるかでは、緊急時の手伝いや見守り、ゴミ出しや話し相手となっています。
- 地域にどのような課題や問題があると感じているかでは、「除雪」が最も多く、次に「交通手段」、その他で「地域住民との付き合い方」「買い物弱者対策」「子どもの遊び場不足」「高齢者の生きがいづくり支援」「地域の助け合いの喪失」などが多くなっています。
- 相談や助けを必要とするときどこに頼みたいかでは、家族・親族・友人が多く、その次が役場、社協となっています。
社協の認知度については、名前も活動も知っていた方が46%しかなく、まだまだ周知活動が不足しています。
また、家族が近くにいない方や、声を上げられない方へのアプローチを考えていく必要があります。
- 福祉については「地域・住民、社協、町などが一体となって協力し合いながら行うものだ」と思う方が60%となっている一方、「恵まれている人が手をさしのべるべき」「親類縁者が面倒をみるべき」「行政が率先して行うべき」「自分で努力するべき」と思っている方が35%となっています。

- 福祉に関して関心を持っている方は74%となっていますが、過去1年間で地域活動やボランティア活動に参加したことがある方は42%となっています。
また今後も参加するつもりはない、参加できない方も38%となっています。
どの分野でボランティアを募集しても、応募者はとても少なく継続もしない状況です。
- 災害などの緊急時対応については、75%の方が地域社会の役割として期待しており、60%の方がみんなで協力して行った方がいいと思っています。
また、災害発生時の現地活動にも23%の方が参加してみたいと思っています。
避難場所を知っている方が75%となっており、67%の方が避難の手伝いや介助をしてほしいと回答しています。
災害時要援護者避難支援制度を知らない方が83%になっており、51%の方が災害時に情報を得られるかを不安に思っています。
- 地域活動者の相談相手としては、社協が49%で一番高くなっており、連携が必要な団体でも、町内会の74%に次いで社協が42%となっています。
福祉活動に必要な情報を74%の方が社協から得ている一方、社協に期待することとしては、情報の提供と、住民に向けた地域福祉活動の啓発が多くなっています。
- 地域の中で特に支援が必要と思われる人としては、一人暮らし高齢者72%、高齢者のみ世帯49%、高齢者や障がい者を介護している人38%、認知症30%、障がいをもつ人25%、ひとり親家庭19%などとなっています。

2. 聞き取り調査結果からみる現状と課題

○調査対象者

幸せの種まき運動福祉デイ、ほのぼの交流事業地区会議、みんなの居場所 Hug、福祉教育講座、福祉団体行事の参加者や、[※]アウトリーチでの聞き取り調査 302 人

○調査期間

令和6年4月～令和6年12月

※アウトリーチ：積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること

● 地域関係

高齢化が進んで、若い人と交流する機会がなくなってきており、福祉バスや低価格で利用できるバスがあれば、世代を超えた町内会活動が活発になっていくのではないかとの意見がありました。

また、地域の行事の時にみんなの顔が見られて嬉しいという意見もありました。

● 子ども関係

子どもの遊び場がない、子どもの相談先を知りたいという意見があったほか、子どもとの交流やふれあいが楽しく元気をもらえるという意見もありました。

当会が行う「みんなの居場所 育～Hug～」については、家庭ではできないような遊びや体験ができて楽しい、こういう場所が各地にほしいなどの意見がありました。

子どもの遊び場については、冬期間を除くと公園やイベントなどが一定数あるものの、ゲームなどのできる屋内が好まれる傾向がみられます。

相談先については、子ども家庭支援センター等と連携しながら情報提供を強化していく必要があります。

● 高齢者・障がい者関係

当会が行う介護予防事業については、やりがいがあり毎日楽しい、バスが来てくれるのもありがたいとの意見がありましたが、事業を知らない方も多く、地区で出張体験などがあれば参加者が増えるのではないかとの意見もありました。

見守り活動をしている方からは、具合の悪い人を見つけ救急車を呼ぶのに情報がなく、引きこもりの方は情報がなく見守りが難しいなど、情報に関する意見が多くありました。

ご本人からは、一人でおり体調が悪くなった時の連絡が不安、救急隊への伝え方がわからない、自分の病歴などがすべて書いてあるものがあればいいなどの意見がありました。

高齢者関係の意見が多く、障がい児者に関する意見は少なくなっています。

3. 第1次計画の成果と課題

基本目標1	福祉を伝える人づくり
--------------	-------------------

《 基本計画① ボランティア活動の推進 》

生活支援サポーター養成講座や認知症サポーター養成講座を定期的で開催したことで、少しずつではありますが、担い手が増加しております。

ボランティアセンターは、既存の活動や単発の活動のコーディネートはできましたが、活動機会の不足と担い手不足の解消には至らなかったため、さらに情報の収集と発信を強化していく必要があります。

《 基本計画② 福祉教育の推進 》

町内の小中学校をボランティア推進校として指定し、児童・生徒に対し福祉教育講座を実施しながら、福祉について感じたこと、考えていることを福祉作文で表現していただきました。

令和7年度から、住民が地域生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、体験や交流を通じた学びの場を提供することを目的に、地域住民向けにメニューを設けて周知をしてきましたが、まだ申し込みが少ない状況です。今後さらに情報発信をしながら、共助を育む福祉教育を進めていく必要があります。

《 基本計画③ 広報・啓発活動の充実 》

広報誌「ふれあいひろば」の発行やホームページの更新、町社会福祉大会の開催に加え、令和7年度からはSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の「Instagram」を開始し、幅広い年代に向け情報発信をしてまいりました。

子ども達は福祉教育をとおして、高齢者は介護予防など社協の事業とのつながりがありますが、この間の層への接点が少ないこともあり社協の認知度はまだまだ低く、事業についても周知活動が不十分であるため、さらに事業への理解と参加促進を進めていく必要があります。



生活支援サポーター養成講座



認知症サポーター養成講座・福祉教育講座

基本目標2

誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

《 基本計画① 相談支援体制の充実 》

制度の狭間にある問題や、複数の分野にまたがる問題が多くなるなか、貸付事業や権利擁護事業、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の実施や、生活困窮者自立相談窓口、鶴田町地域貢献推進協議会等と連携しながら、断らない、総合的な相談支援を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、地域の行事も再開していることから、住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域生活課題を早期に発見・把握し、対応を図っていく必要があります。

《 基本計画② 福祉サービスの充実 》

ほほえみ弁当お届けサービスや福祉安心電話サービス、介護保険事業や障害福祉サービスなど、住民のニーズに則した様々な福祉サービスを展開してきました。

特に町からの委託事業である生活支援サービスは、サポーターの養成を定期的に行ったことにより、サービス利用者は増加し、要介護に至る前の高齢者が自宅で暮らし続けられるよう支援を行うことができました。

当町には、放課後等デイサービスや、親と子を包括的にケアする事業所など障がい児に対するサービスがまだまだ不足しています。

今後は、他法人と連携しながら、既存の福祉サービスの状況を整理し、制度の枠内にとどまらない福祉活動や事業を検討していく必要があります。

《 基本計画③ 社会参加・生きがいの推進 》

町からの委託事業である一般介護予防事業を中心に、丹頂の集いや福祉団体活動、シルバー人材センターなど、高齢者が役割を持ち、健康で豊かな生活ができるよう推進してまいりました。

新型コロナウイルス感染症で休止していた事業を、令和6年度からすべて再開しておりますが、事業によっては参加者が減少したものもあるため、周知活動と事業の見直しも行いながら、安全に参加・活躍できるようにしていく必要があります。



ほほえみ弁当お届けサービス



丹頂の集い

基本目標3

みんなで支えあうまちづくり

《 基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進 》

新型コロナウイルス感染症により令和2年度から休止していた「幸せの種まき運動」は、令和5年度より再開し、自主的に自由な発想で、子どもから高齢者までが交流する居場所づくりと、ほのぼの交流協力員による見守り活動に取り組んできました。

しかし、実施地区数がコロナ禍前に至っていないため、コミュニティソーシャルワーカーによるコーディネート機能をさらに強化していく必要があります。

《 基本計画② 地域の交流の場づくり 》

コロナ禍以降、地区サロンは少しずつ実施地区が増加し、住民が気軽に集まれる居場所を住民が主体となって運営することで、地域での支え合いの体制づくりを進めています。

また、みんなの居場所「育～Hug～」は、大人と子ども・保護者が繋がりが合い、地域で子どもを育む集いの場として、安心して過ごせる第三の居場所を提供しています。

しかし、利用者の増加により、運営に携わるボランティアが不足しているため、担い手の発掘と育成を進めていく必要があります。

《 基本計画③ 地域福祉活動の基盤強化 》

民生委員児童委員や行政推進員、社会福祉法人・福祉施設、他市町村社協などと連携し、地域生活課題の解決に向けた支援を行ってきました。

職員の確保と職場への定着が難しくなっているなかで、職員の処遇改善をすすめ、住民のニーズに応えられるよう育成しながら、住民から信頼される組織となれるよう、透明性のある運営をさらにすすめていく必要があります。



地区サロン



みんなの居場所「育～Hug～」

第4章 計画の基本方針



キンテマリ(サボテン)
就労継続支援事業所B型 鶴花塾

第4章

計画の基本方針

1. 基本理念

**住民と共に歩み、生き、
その人らしく暮らせる地域づくり**

鶴田町が策定する第2期鶴田町地域福祉計画では、「健康で共に支え合う住みよいまちづくり」を基本理念とし、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支え合う地域づくりを目指して施策の推進を図っていきます。

本計画においては、本会が平成22年1月30日に制定した「住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり」を基本理念としながら、鶴田町地域福祉計画の基本理念を踏まえた地域福祉活動をより一層推進してまいります。

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1	福祉を伝える人づくり
基本目標2	誰もが安心して暮らせる仕組みづくり
基本目標3	みんなで支えあうまちづくり

3. 計画の体系図



第5章 取り組みの展開



キンセンカ
就労継続支援事業所B型 鶴花塾

第5章

取り組みの展開

1. 取り組み及び具体的施策

基本目標1	福祉を伝える人づくり
-------	------------

基本計画① ボランティア活動の推進

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。

近年はボランティアの高齢化や担い手不足、活動機会の不足により、活動の広がりが進んでいない状況ではありますが、何か活動をしたいと考えている方を広く募集しているところです。

これまでの活動を振り返り、地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高めながら、住民の「誰かの役に立ちたい」という声を受け止め、災害発生時にも対応できるよう、ボランティアの人材育成に努めてまいります。

◆具体的施策◆

事業名	福祉教育インストラクター養成講座				
事業内容	福祉教育講座のインストラクター（シニアシュミレーション・ポッチャ）を養成し、学校と地域のつなぎ役として、子ども達と共に福祉について理解を深めます。				
協働団体等	鶴田町（教育委員会）・学校・PTA・社会福祉法人・福祉施設				
目 標 (登録人数)	8年度 7人	9年度 7人	10年度 10人	11年度 10人	12年度 10人

事業名	生活支援サポーター養成講座（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	高齢者の暮らしを支える生活支援サポーターを養成することで、高齢になっても安心して住み慣れた自宅で暮らし続けることができる地域社会を構築します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）				
目 標 (登録人数)	8年度 20人	9年度 25人	10年度 30人	11年度 35人	12年度 40人

事業名	認知症サポーター養成講座（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守りする応援者を養成することで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・認知症キャラバンメイト				
目標 （受講人数）	8年度 100人	9年度 100人	10年度 100人	11年度 100人	12年度 100人

事業名	災害ボランティアセンターの運営				
事業内容	被災者・被災地を主体としながら、ボランティアの協力を得て、地域の復興につなげていくことを目的に、災害時、センターを迅速に設置しボランティア活動を円滑に進めるため、設置運営マニュアルを策定します。				
協働団体等	鶴田町（総務課／福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設 ボランティア団体・県社協・近隣社協				

事業名	ボランティアセンターの運営				
事業内容	住民のボランティア活動への参加促進とボランティア育成のため、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する研修等を行います。				
協働団体等	ボランティア				

事業名	収集ボランティア				
事業内容	家庭に居ながら手軽にできるボランティア活動として、住民や学校の協力を得て主にプルタブを集めています。集められたプルタブは換金し、車イスや福祉活動の貴重な財源として適切に活用します。				
協働団体等	学校・住民				
目標 （収集量）	8年度 200 kg	9年度 200 kg	10年度 200 kg	11年度 200 kg	12年度 200 kg



生活支援サポーター
スキルアップ研修



鶴田町上下水道協会による
ボランティア



収集ボランティア
プルタブ寄贈

基本計画② 福祉教育の推進

「地域福祉は福祉教育にはじまり、福祉教育におわる」。これは社会福祉協議会の先輩たちが大切に語り継いできた言葉です。

福祉について関心を持ってもらい、多様性を認め合い、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識し、その解決に向けて知恵を出し、汗を流してくれるようになること。この過程にある「学び」が「福祉教育」です。福祉教育で住民の主体性を育むことによって、はじめて住民主体の地域福祉が推進されていきます。

すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、社会生活のなかで共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育む福祉教育を推進してまいります。

◆具体的施策◆

事業名	ボランティア推進校の指定				
事業内容	町内の小中学校をボランティア推進校として指定し、地域を巻き込んだ独自の創意と計画による様々な福祉活動を支援します。指定校には助成金を交付します。				
協働団体等	鶴田町（教育委員会）・学校・PTA				
目標 (指定校数)	8年度 2校	9年度 2校	10年度 2校	11年度 2校	12年度 2校

事業名	福祉教育講座				
事業内容	学校の希望を尊重しながら、専門機関や地域の方が講師になり、高齢者福祉、障がい者福祉のみならず、地域福祉活動の内容とITを活用した講座を展開するなど、時代に即した内容を検討します。				
協働団体等	鶴田町（教育委員会）・学校・PTA・福祉教育インストラクター				
目標 (実施回数)	8年度 15回	9年度 15回	10年度 15回	11年度 15回	12年度 15回

事業名	福祉作文コンクール				
事業内容	子ども達が、福祉について感じたこと、考えていること、体験したことを表現する機会として実施します。最優秀賞の児童生徒には町社会福祉大会で朗読発表をお願いし、福祉意識の高揚と啓発を図ります。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／教育委員会）・学校・PTA・民生委員児童委員				
目標 (実施回数)	8年度 1回	9年度 1回	10年度 1回	11年度 1回	12年度 1回

事業名	町民に対する福祉教育講座「地域がつながる福祉教育」				
事業内容	住民や地域の関係者が地域生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、体験や交流などを通じた学びの場を提供することで、地域共生社会の実現を目指します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／企画交流課／教育委員会）・町内会・行政推進員 民生委員児童委員				
目標 (実施回数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	3回	5回	7回	10回	10回



福祉教育講座「手話」



福祉教育講座「ボッチャ」



福祉教育講座「点字」



福祉教育講座「シニアシミュレーション」



福祉作文コンクール



福祉作文コンクール

基本計画③ 広報・啓発活動の充実

単身世帯の増加や家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化などで身近な地域情報が広がりにくい状況にあります。

また、インターネットの普及によって情報のあり方が多様化し、幅広い年代で利便性が向上した反面、情報機器を使いこなせない方にとっては情報の確保が難しくなっています。

多くの人に関連する様々な情報が伝わるよう、地域のネットワークを生かした情報収集をとおして、適切な情報を多方面から発信する広報・啓発活動に取り組んでまいります。

◆具体的施策◆

事業名	広報誌「ふれあいひろば」の発行				
事業内容	福祉活動の啓発と福祉情報の提供のため、行政推進員と町内会の協力を得ながら毎戸に配布します。また、全世代が見やすく、興味ある広報誌となるようQRコード等も活用した広報誌づくりを行います。				
協働団体等	鶴田町（総務課／企画交流課）・行政推進員				
目 標 (発行回数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	6回	6回	6回	6回	6回

事業名	ホームページ・SNS等の活用				
事業内容	福祉情報をいち早く取得できるよう、こまめな情報の更新に努めます。また、即応性や多様性のある周知活動のため、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用します。				
協働団体等	鶴田町（企画交流課）				

事業名	鶴田町社会福祉大会				
事業内容	福祉関係者や住民の社会福祉に対する理解と連携を深めるとともに、社会福祉の発展に功績のあった方を表彰し感謝の意を表します。 また、参加促進のため周知方法や内容を検討します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／教育委員会）・行政推進員・民生委員児童委員 学校・社会福祉法人・福祉施設				
目 標 (参加人数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	150人	150人	150人	150人	150人

基本目標2	誰もが安心して暮らせる仕組みづくり
-------	-------------------

基本計画① 相談支援体制の充実

本会では、昭和43年より「心配ごと相談所」を開設し、制度のなかで形を変えながら住民の様々な相談に対応してまいりました。しかし近年は生活課題がさらに複雑多様化していることで、従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない制度の狭間にある課題や、複数の分野にまたがる課題への対応が求められております。

高齢者、障がい者、生活困窮者などを問わず、多様な生活課題に対応していくため、各専門機関との連携や権利擁護による意思決定支援を行いながら、ネットワークを活かした地域生活課題の発見・把握に努め、早期対応と継続的な支援を行ってまいります。

◆具体的施策◆

事業名	たすけあい資金・生活福祉資金貸付事業				
事業内容	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などに対し、経済的自立と生活意欲向上のため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。 生活福祉資金貸付の実施主体は青森県社会福祉協議会です。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／子ども健康課）・民生委員児童委員・県社協				

事業名	法人後見事業				
事業内容	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方の成年後見人（未成年後見人）に就任し、ご本人の身上監護と財産管理を行います。また、成年後見制度申し立ての支援も行います。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／子ども健康課）・家庭裁判所・中核機関 社会福祉法人・福祉施設				
目 標 (受任件数)	8年度 15件	9年度 15件	10年度 15件	11年度 15件	12年度 15件

事業名	日常生活自立支援事業				
事業内容	高齢や障がいなどによって、一人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を目的として日常的な金銭管理などを行います。				
協働団体等	県社協・鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設・生活支援員				
目 標 (利用件数)	8年度 12件	9年度 14件	10年度 16件	11年度 18件	12年度 20件

事業名	地域包括支援センター（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設

事業名	自立相談窓口（自立相談支援事業）との連携
事業内容	多様な困りごとを抱えている方が、生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、実施主体である青森県社会福祉協議会と協力し、様々な問題に対応した支援を行います。
協働団体等	県社協・鶴田町（福祉介護課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員

事業名	フードバンク
事業内容	品質には何ら問題のないものの、やむなく廃棄されてしまう食品を無償で提供を受け、支援を必要とする方に必要な食品を寄贈し、食べられる食品を有効に活用します。
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／住民環境課）・町内会・行政推進員 民生委員児童委員・社会福祉法人・福祉施設・県社協

事業名	つなぐ!! つながる!! 暮らしのよりどころ相談所				
事業内容	鶴田町地域貢献推進協議会が実施する、身近な社会福祉法人等に無料で相談できる事業です。今後も地域や法人、行政と連携しながら、課題の早期発見と課題解決に努めます。				
協働団体等	社会福祉法人・福祉施設・鶴田町（福祉介護課）・町内会・行政推進員 民生委員児童委員				
目標 (開設場所)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所

事業名	社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」
事業内容	青森県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な方の早期把握と、制度の狭間のニーズや生活課題の解決を図ります。 参加法人からの会費の管理運営は、青森県社協が行っています。
協働団体等	県社協・鶴田町（福祉介護課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員

事業名	居宅介護支援事業（介護保険）・相談支援事業（障害福祉サービス）
事業内容	サービスの必要な方の相談に応じ、適切にサービスを利用できるように、本人・家族の希望等に沿って計画を作成し、サービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設

基本計画② 福祉サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、各福祉分野でも法制度の改正により、多様化するニーズに対応すべく福祉サービスは変化しています。

一方、法改正を背景にサービスが複雑化することで、住民が適切なサービスを選択し利用することが困難な場合があることも現実です。

住民のニーズや社会資源、福祉サービスの状況を幅広く捉え、制度の枠内にとどまらない福祉サービスを企画し実施します。

また、多様な主体が行う福祉サービスへの支援や連携を通じて、その量と質の充実を図るとともに、地域において欠かすことのできない介護サービス・障害福祉サービス等を地域の実情に応じて実施します。

◆具体的施策◆

事業名	障がい児に対する放課後等支援				
事業内容	鶴田町には、障がい児が放課後または長期休暇に利用できる事業所が少なく、新規の受け入れが難しい状況です。 関係団体と連携しながら、人材育成と支援体制の構築を進めます。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／子ども健康課／教育委員会）・学校 民生委員児童委員・社会福祉法人・福祉施設				

事業名	ほほえみ弁当お届けサービス				
事業内容	一人・二人暮らしの高齢者世帯を対象に、ボランティア手作りのお弁当をボランティアが配達し、民生委員児童委員とともに安否確認と交流を図ります。				
協働団体等	民生委員児童委員				
目標 (実施回数)	8年度 12回	9年度 12回	10年度 12回	11年度 12回	12年度 12回

事業名	福祉安心電話サービス事業（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	一人・二人暮らし高齢者世帯に緊急通報装置を設置しています。 24時間緊急時に対応するため、近隣住民による協力員を組織し、安心した在宅生活を支援します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・民生委員児童委員・近隣住民・県社協 鶴田消防署・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (設置台数)	8年度 50台	9年度 55台	10年度 60台	11年度 65台	12年度 70台

事業名	日常生活用具貸与				
事業内容	介護保険の福祉用具貸与が対象にならない住民に対し、一時的に車イスを貸し出しすることにより、日常生活がより円滑に行われるよう支援します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (貸与台数)	8年度 15台	9年度 15台	10年度 15台	11年度 15台	12年度 15台

事業名	生活支援サービス（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	高齢になっても住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、生活支援サポーターが要支援認定者等の自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理・薬受取り・ゴミ出し・通院付添等のサービスを提供します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設・生活支援サポーター				
目標 (実利用者数)	8年度 15人	9年度 20人	10年度 25人	11年度 30人	12年度 35人

事業名	福祉有償運送				
事業内容	東北運輸局から一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受け、ケア輸送と介護輸送の2種類を行っています。 要介護者・要支援者・身体障害者等を安全に病院等へ送迎します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度 800人	9年度 800人	10年度 800人	11年度 800人	12年度 800人



生活支援サービス



福祉有償運送 運転者講習

事業名	通所介護（介護保険）				
事業内容	食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	10,500人	10,500人	10,500人	10,500人	10,500人

事業名	生活介護（障害福祉サービス）				
事業内容	障害者支援施設等において、入浴、排せつ・食事等の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援をします。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人	5,600人

事業名	訪問介護（介護保険）				
事業内容	ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の日常生活を送るために必要な支援を行うことで、在宅生活の継続を支援します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	4,700人	4,800人	4,900人	5,000人	5,000人

事業名	居宅介護（障害福祉サービス）				
事業内容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	900人	900人	900人	900人	900人

事業名	訪問入浴（介護保険）				
事業内容	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介助を行い、清潔保持やリラックス効果を得ることを目的としています。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	96人	96人	96人	96人	96人

事業名	訪問看護（介護保険・医療保険）				
事業内容	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。また、療養を支える家族への相談・助言を行います。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／子ども健康課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	125人	130人	135人	140人	145人

事業名	福祉用具貸与（介護保険）				
事業内容	心身の状況や生活環境に合わせた適切な福祉用具を貸し出しすることで、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図ります。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人



通所介護 保育園児訪問



訪問入浴車 ご寄贈いただきました

事業名	特別養護老人ホーム（介護保険・障害福祉サービス）				
事業内容	常に介護が必要で自宅での生活が難しい方を受け入れ、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理を行い、入居者の意思や人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (実利用者数)	8年度 29人	9年度 29人	10年度 29人	11年度 29人	12年度 29人

事業名	短期入所生活介護（介護保険・障害福祉サービス）				
事業内容	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護負担軽減などを目的として実施します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度 220人	9年度 225人	10年度 230人	11年度 235人	12年度 240人

事業名	就労継続支援B型（障害福祉サービス）				
事業内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をします。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／商工観光課／教育委員会）・社会福祉法人福祉施設				
目標 (延利用者数)	8年度 2,650人	9年度 2,680人	10年度 2,710人	11年度 2,740人	12年度 2,770人



地域密着型特別養護老人ホーム「鶴のまどい」
避難訓練



就労継続支援事業所「鶴花塾」
富士見湖パーク花の植栽

基本計画③ 社会参加・生きがいづくりの推進

本格的な少子高齢社会においては、地域や社会における高齢者の役割への期待が高まる中で、高齢者が「支えられる」だけではなく、社会を「支える」役割を担うことができるよう、社会参加活動の促進や就労機会の確保などの取り組みを進めていく必要があります。

そのため、高齢者等の知恵や経験、技能が社会の様々な分野で生かされるよう、元気な高齢者等の増加に取り組み、住民自身が健康や豊かさを実感できるよう、住民の社会参加や生きがいづくりを支援してまいります。

◆具体的施策◆

事業名	丹頂の集い				
事業内容	一人暮らし高齢者が集い交流し、普段一人では体験することの少ないことを体験することで、孤立・孤独感を防ぎ、仲間づくりと生きがいづくりを提供します。				
協働団体等	民生委員児童委員				
目標 (実施回数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	4回	4回	4回	4回	4回

事業名	Cocorira倶楽部（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	ココリラ体操・ヨーガ・フラダンスを、各月2回実施しています。住民の健康増進を図りながら、社会参加の機会を提供します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）				
目標 (延参加者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	1,700人	1,800人	1,900人	2,000人	2,100人

事業名	ほっこりサロン（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	高齢者等が週2回鶴遊館に集まり、お茶を飲みながら会話を楽しむなど、ほっこりした時間を過ごしています。サポーター主体のもと、生きがいと介護予防のため参加しやすい場を提供します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・サポーター				
目標 (延参加者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	3,000人	3,100人	3,200人	3,300人	3,400人

事業名	スマイルハウス（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	認知症の方やその家族、その他誰でも自由に参加できる集いの場です。令和6年度からは認知症カフェとして、勉強会や悩み事相談、情報交換を月1回行っています。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・サポーター				
目標 (延参加者数)	8年度 150人	9年度 160人	10年度 170人	11年度 180人	12年度 190人

事業名	趣味の集い場（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	楽しみながら気軽に集まれる居場所を参加者主体で作っています。現在は、ゴニンカン・カラオケ・書道・ボッチャを毎月2回行っていますが、今後を見据えながら、時代に即した新たな内容も検討します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・サポーター・老人クラブ連合会				
目標 (延参加者数)	8年度 1,500人	9年度 1,600人	10年度 1,700人	11年度 1,800人	12年度 1,900人

事業名	ノルディック・ウォーク（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	ポールを使用し歩くことで全身の筋肉を刺激し、普通のウォーキングよりエネルギー消費量が約20%増加します。月2回実施していますが、さらに多くの町民に参加いただくため、周知活動に努めます。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）				
目標 (延参加者数)	8年度 300人	9年度 320人	10年度 330人	11年度 340人	12年度 350人

事業名	脳楽寺子屋（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	公文教育研究会学習療法センターと東北大学との共同開発で誕生した脳の健康維持法で、月4回6ヶ月間、専門的に開発された教材を用いた学習とサポーターとのコミュニケーションを行うことで、脳の健康づくりを図ります。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・公文教育研究会				
目標 (延参加者数)	8年度 300人	9年度 300人	10年度 300人	11年度 300人	12年度 300人

事業名	介護予防送迎車「スマイル号」(鶴田町から鶴田社協への委託事業)				
事業内容	住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるよう、高齢者等交通弱者を、介護予防の拠点である鶴遊館や、町内の商店に送迎することで、日常生活の自立と閉じこもり防止を支援します。				
協働団体等	鶴田町(福祉介護課/企画交流課)・町内会				
目標 (延参加者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	4,500人	4,600人	4,700人	4,800人	4,800人

事業名	家族介護教室(鶴田町から鶴田社協への委託事業)				
事業内容	年2回、介護をしている家族等に介護の知識や技術の習得、介護者ご自身の健康づくり、リフレッシュの機会を提供します。				
協働団体等	鶴田町(福祉介護課)・社会福祉法人・福祉施設				
目標 (延参加者数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	50人	50人	50人	50人	50人

事業名	老人クラブ連合会・母子寡婦福祉会・身体障害者福祉会の支援				
事業内容	健康・友愛・奉仕の活動に取り組む老人クラブ、母子家庭や寡婦の福祉向上を目指す母子寡婦福祉会、身体障害者の福祉厚生を図る身体障害者福祉会の事務局を担うことで各団体の活動を支援します。				
協働団体等	鶴田町(福祉介護課/子ども健康課)・老人クラブ連合会 母子寡婦福祉会・身体障害者福祉会				

事業名	シルバー人材センター				
事業内容	高齢者が知恵や技術を活かし働くことを通して、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献できるよう支援します。				
協働団体等	鶴田町(福祉介護課/商工観光課/建設整備課)・企業等 シルバー人材センター・老人クラブ連合会				



趣味の集い場
「ボッチャクラブ」



ほっこりサロン



鶴田町老人クラブ連合会
60周年記念式典

基本目標3	みんなで支えあうまちづくり
--------------	----------------------

基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進

住民にとって地域は、生活の場です。したがって、住民が主体的に地域の福祉課題をとらえ活動を進めていくことが重要です。地域における福祉活動の担い手は住民です。

このように、地域福祉の主人公は住民であることを、「住民主体」といいます。

ただし、「住民主体」というのはすべて住民任せ、という意味ではありません。住民による地域の福祉課題の把握や、福祉活動を進めていくには、それを支援していく社会福祉協議会職員の役割が不可欠です。また、行政職員や社会福祉の専門職、医療・保健の専門職の関わりも重要です。住民主体の活動は、制度や公的サービスの補完・代替を目的とするものではなく、住民の意思や選択が尊重されるものです。

より多くの住民が気軽に地域づくりに参加し、多様な活動が自然に生まれてくるように働きかけながら、個人が自分の意思により参加したいと思えるような多様なグループとの出会いや、つながる場づくりに取り組んでまいります。

◆具体的施策◆

事業名	幸せの種まき運動				
事業内容	要援護者を地域で見守りながら、地域が主体となり、自主的に自由な発想で、住民総参加による活動をしています。「安心して暮らせる地域をつくりたい」という住民の思いや希望を中心に支援していきます。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課／子ども健康課／企画交流課／教育委員会） 町内会・行政推進員・民生委員児童委員・ほのぼの交流協力員 社会福祉法人・福祉施設				
目標 (実施地区数)	8年度 32地区	9年度 33地区	10年度 34地区	11年度 35地区	12年度 36地区

事業名	共同募金運動・歳末たすけあい運動				
事業内容	募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として運動を推進することで、多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図ります。				
協働団体等	鶴田町（総務課／福祉介護課／住民環境課／企画交流課／商工観光課／教育委員会）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員・学校 社会福祉法人・福祉施設・企業等				

事業名	災害に強い地域づくりの推進
事業内容	住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害時に社協が役割を果たせるよう事業継続計画（BCP）を作成し、随時見直しを行います。
協働団体等	鶴田町（総務課／福祉介護課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設・鶴田消防署・鶴田町消防団

事業名	コミュニティソーシャルワーク機能の強化
事業内容	住民の多様なニーズに応じていくため、制度内・制度外の支援を適切に組み合わせたコーディネートを行い、相談支援を通じて課題に的確に対処できるコミュニティソーシャルワーカーを育成・配置します。
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設・老人クラブ連合会・母子寡婦福祉会 身体障害者福祉会



幸せの種まき運動 福祉デイ
後中野「ゴミ拾い」



幸せの種まき運動 福祉デイ
田中町「花壇整備」



幸せの種まき運動 福祉デイ
鶴泊「空家改修」



幸せの種まき運動 福祉デイ
中野「夕涼み会」



幸せの種まき運動
ほのぼの交流協力員訪問活動



幸せの種まき運動
ほのぼの交流協力員委嘱状交付式



赤い羽根共同募金運動
街頭募金



赤い羽根共同募金運動
街頭募金



赤い羽根共同募金運動
街頭募金

基本計画② 地域の交流の場づくり

地域のつながりが希薄化する中、様々な地域住民の居場所が必要になっています。こうした場に参加する誰もが安心して過ごせるよう、お互いを受容し共感し合える場を構築することが重要です。そして、地域の様々な場が目的を共有して緩やかにつながり合いながら活動することにより、多層的な地域を構成していくことができます。

地域住民が日頃から関わる場は特別なものではありません。目的がなくても住民が集って語り合い、時間的、空間的にゆとりのある場で、「ここに居ていい」と感じられる居場所を作り、子どもから大人まですべての住民にとって安心して住みよい福祉のまちづくりに繋がるよう、地域に根差した交流活動を支援してまいります。

◆具体的施策◆

事業名	みんなの居場所「育～Hug～」				
事業内容	大人と子ども・保護者が繋がりが合い、地域で子どもを育む集いの場として、子どもにとって家庭でも学校でもない、安心して過ごせる第三の居場所を提供します。				
協働団体等	鶴田町（子ども健康課／教育委員会）・学校・PTA・町内会 行政推進員・民生委員児童委員・社会福祉法人・福祉施設 老人クラブ連合会・母子寡婦福祉会				
目標 (延参加者数)	8年度 500人	9年度 550人	10年度 600人	11年度 650人	12年度 700人

事業名	生活支援コーディネーター（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	高齢者への生活支援サービス構築に向け、地域に不足するサービスや交流の場の開発、サービスの担い手の養成、関係者間の情報共有と連携体制づくりを行います。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設・老人クラブ連合会				
目標 (配置人数)	8年度 2名	9年度 2名	10年度 2名	11年度 2名	12年度 2名

事業名	地区サロン（鶴田町から鶴田社協への委託事業）				
事業内容	地域における支え合いの体制づくりのため、高齢者から赤ちゃんまでが気軽に集まれる居場所を地域住民が主体となって作っていただけるよう支援します。				
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設・老人クラブ連合会				
目標 (実施地区数)	8年度 5地区	9年度 5地区	10年度 7地区	11年度 8地区	12年度 9地区

基本計画③ 地域福祉活動の基盤強化

社会福祉協議会「社協」は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の非営利組織です。

社協は、開かれた組織として、特定の個人や組織、分野にとどまらず、社会全般を視野に入れ（公共性）、広く社会の利益にかなう活動・事業を進めています（公益性）。

また、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に設置された、唯一の全国ネットワーク組織であり、そのネットワークの強みを活かし、相互に協力し、実践を高め合うとともに、連携して活動・事業を展開しています。

社協は、「協議会」であり、幅広く多様なネットワークをつくることが本来の役割であることをあらためて認識し、多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になることを目指してまいります。

◆具体的施策◆

事業名	行政推進員・民生委員児童委員との連携				
事業内容	本会が地域福祉活動を推進していくうえで、行政推進員や民生委員児童委員との連携は不可欠です。地域共生社会の実現に向け、様々な面で協議・協働し活動を展開します。				
協働団体等	鶴田町（総務課／福祉介護課）・行政推進員・民生委員児童委員				

事業名	社会福祉法人・福祉施設との連携				
事業内容	地域貢献推進協議会を組織し、住民や多様な組織、行政等とのネットワーク化を図り、多機関協働と多職種連携のもとに、地域生活課題の発見と解決に向けた多様な活動を開発・展開します。				
協働団体等	社会福祉法人・福祉施設・鶴田町（福祉介護課） 行政推進員・民生委員児童委員				
目 標 (会員数)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	20団体	20団体	20団体	20団体	20団体

事業名	社協の広域連携				
事業内容	北津軽郡社会福祉協議会を共に組織する中泊町や、隣接する社協、県社協等と連携し、いち社協だけではできない広域事業を実施します。				
協働団体等	北津軽郡社協・西津軽郡社協・つがる市社協・五所川原市社協・県社協				

事業名	重層的支援体制整備事業
事業内容	重層的支援体制整備事業（属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組み）の実施を町が検討していることから、本会でもどのように関わっていくか協議します。
協働団体等	鶴田町（全課）

事業名	会務の適正な運営
事業内容	地域福祉を推進する中核的な組織として、運営の透明性と組織の管理体制の強化に努め、町民から信頼されるよう理事会・評議員会・監査会を適切に開催します。
協働団体等	鶴田町（総務課／福祉介護課）・社会福祉法人・福祉施設

事業名	職員の資質向上
事業内容	福祉人材の確保が難しい時代において、職員の確保と職場への定着に向けた処遇改善に取り組むとともに、町民の多種多様なニーズに応えられる専門性の高い職員を育成します。
協働団体等	鶴田町（福祉介護課）・県社協



社会福祉法人・福祉施設との連携
「鶴田町地域貢献推進協議会主催 防災教室」



つがる西北五地域社会福祉協議会
災害時相互応援協定締結式



いきいきグラウンド・ゴルフ
北郡選手権大会

第6章 計画の推進と評価



キンギョソウ
就労継続支援事業所B型 鶴花塾

第6章

計画の推進と評価

1. 計画の推進

本計画を推進するため、本会が中心になり、住民（地域）、民生委員児童委員、関係機関・団体や事業者、町がそれぞれの特徴や役割を果たし、連携・協働しながら、地域福祉を推進してまいります。

2. 進行管理と評価

本計画の推進については、P D C Aサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行ってまいります。

また、毎年度理事会に報告を行いながら、計画の進捗状況を点検し効率的かつ効果的な計画の推進につなげてまいります。

なお、本計画の実施状況は、広報紙やホームページ、SNS、住民との協働の場等を活用し情報提供に努めてまいります。



資料編



ビオラ
就労継続支援事業所B型 鶴花塾

1

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会が地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、鶴田町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、活動計画の策定について協議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体及び福祉関係施設の関係者
- (2) 地域の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 社会福祉協議会理事又は評議員
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に必要な応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉協議会において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

2

第2次地域福祉活動計画 策定委員会 委員名簿

No.	氏名	選出区分	備考
1	福澤紀子	鶴田町子ども子育て支援協議会会長	委員長
2	高森三樹	作業部会代表 エイチピースタイリング代表	副委員長
3	齋藤 稔	鶴田町民生委員児童委員協議会会長	
4	澁谷 兼幸	鶴田町行政推進員連合会会長	
5	下山 貴裕	鶴田町地域貢献推進協議会会長	
6	乗田 勝雄	鶴田町老人クラブ連合会会長	
7	山田 豊実	鶴田町身体障害者福社会会長	
8	太田 あい子	鶴田町母子寡婦福社会会長	
9	棟方 光秀	高齢者関係施設代表 社会福祉法人鶴松会理事長	
10	三上 孝生	障害者関係施設代表 社会福祉法人共生会理事長	
11	山口 俊輔	児童関係施設代表 社会福祉法人厚生会理事長	
12	古館 真由美	鶴田町福祉介護課課長	
13	太田 勉	鶴田町子ども健康課課長	
14	神 嘉徳	鶴田町商工観光課課長	
15	佐々木 智寿	鶴田町企画交流課課長	
16	一戸 泰人	鶴田町教育委員会教育次長	
17	毛利 精悟	作業部会代表 地域おこし協力隊	
18	奈良 秀夫	鶴田町社会福祉協議会理事	

3

第2次地域福祉活動計画 作業部会 委員名簿

◎リーダー ○サブリーダー

No.	分野	氏名	所属	備考
1	子ども・ 家庭支援 6名	竹浪 誠也	福祉教育推進委員会 委員長	◎
2		成田 夏輝	鶴田町教育委員会 社会教育係 主事	○
3		福澤 紀子	鶴田町子ども子育て支援協議会 会長	
4		長内 公人	鶴田町連合PTA 会長	
5		伊藤 潤子	みんなの居場所「育～Hug～」サポーター	
6		坂 白菜子	鶴田町子ども健康課 子育て支援係 主事	
7	障がい児者 支援 6名	須藤 直樹	社会福祉法人共生会 理事	◎
8		小笠原瑛里	一般社団法人ミライク 児童発達支援管理責任者	○
9		高森 三樹	Eイチピーススタイリング 代表	
10		藤田 隆宏	鶴田町福祉介護課 課長補佐	
11		福岡 つかさ	鶴田町社会福祉協議会 相談支援専門員	
12		太田 紗愛	鶴田町社会福祉協議会 生活支援員	
13	高齢者支援 6名	山形 博明	社会福祉法人桂久会 事務部長	◎
14		松江 清彦	社会福祉法人鶴松会 フリー棟 管理者	○
15		佐藤 琴美	鶴田町福祉介護課 介護保険係 係長	
16		外崎 洋平	鶴田町社会福祉協議会 鶴のまどい 副主任	
17		阿保友美子	鶴田町社会福祉協議会 住民サービス課主任	
18		花田 祐史	鶴田町社会福祉協議会 福祉用具専門相談員	
19	地域活動 8名	工藤 彰紘	鶴田町民生委員児童委員協議会 地区長	◎
20		花田柳太郎	鶴田町行政推進員連合会 副会長	○
21		毛利 精悟	地域おこし協力隊	
22		岩間 昇	鶴田町老人クラブ連合会 副会長	
23		野呂登志道	ほのぼの交流協力員	
24		成田万貴子	鶴田町福祉介護課 地域福祉係 係長	
25		寺山 好典	鶴田町商工観光課 課長補佐	
26		今 優也	鶴田町企画交流課 課長補佐	

4

鶴田町社会福祉協議会 役員・担当職員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	会長	澤田 武彦	
2	副会長	須郷 恵	
3	常務理事	秋庭 隆貢	
4	理事	福澤 紀子	つるた乳幼児園 園長
5	理事	乗田 勝雄	鶴田町老人クラブ連合会 会長
6	理事	神 秀次郎	
7	理事	齋藤 稔	鶴田町民生委員児童委員協議会 会長
8	理事	奈良 秀夫	
9	理事	笹森 慎一	人権擁護委員
10	理事	澁谷 兼幸	鶴田町行政推進員連合会 会長
11	理事	棟方 光秀	社会福祉法人鶴松会 理事長
12	理事	古舘真由美	鶴田町福祉介護課 課長
13	理事	長内 拓也	事務局長
14	代表監事	赤城 敦	
15	監事	工藤 正弘	
16	監事	一戸 雅人	

No.	職名	氏名
1	事務局次長兼地域福祉課 課長	長内 洋一
2	地域福祉課 主任（地域包括支援センター 主任介護支援専門員）	工藤 智恵
3	地域福祉課 福祉係 コミュニティソーシャルワーカー	神 和希
4	地域福祉課 地域包括支援センター 社会福祉士	竹浪 ひな
5	地域福祉課 地域包括支援センター 社会福祉士	木村 桂子
6	地域福祉課 地域包括支援センター 看護師	諏訪 千恵
7	地域福祉課 福祉係 コミュニティソーシャルワーカー	小澤 志保
8	地域福祉課 福祉係 コミュニティソーシャルワーカー	米谷 雪
9	地域福祉課 福祉係 コミュニティソーシャルワーカー	渋谷 楓
10	地域福祉課 事務員	松山 秀樹

5

第2次地域福祉活動計画 策定経過

回数	期 日	内 容
1	令和7年 9月30日	第1回策定委員会・第1回作業部会 ○委嘱状交付 ○委員長・副委員長選任 会長より策定委員会へ諮問
2	令和7年 10月30日	第2回作業部会 ○グループワーク 「福祉課題の整理」
3	令和7年 11月21日	第3回作業部会 ○グループワーク 「第1次計画の評価と骨子検討」
4	令和7年 12月25日	第2回策定委員会・第4回作業部会 ○地域福祉活動計画 骨子検討
5	令和8年 2月2日	第5回作業部会 ○グループワーク 「計画内容の明確化（素案検討）」
6	令和8年 2月27日	第3回策定委員会 ○地域福祉活動計画 素案検討
7	令和8年 3月6日	策定委員会より会長へ答申
8	令和8年 3月16日	社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会 理事会
9	令和8年 3月30日	社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会 評議員会



第1回策定委員会
第1回作業部会



第2回作業部会



第3回作業部会



第2回策定委員会
第4回作業部会



第5回作業部会



第3回策定委員会



策定委員会より
会長へ答申



鶴田町社会福祉協議会
理事会



鶴田町社会福祉協議会
評議員会



第2次地域福祉活動計画とは？

社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や関係機関、福祉団体などと相互協力して、策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉とは？

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むものです。

社会福祉協議会とは？

「社会福祉法」に規定された地域福祉を推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体です。
通称は「社協」と言い、地域のさまざまな公民の関係者により構成され、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の課題としてとらえ、話し合い、活動を計画し、さまざまな活動者や活動団体、地域住民などと相互に協力して解決を図りながら、その活動をとおして、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指しています。



幸せの種まき運動
ポツチャ大会
「みどり町」

赤い羽根共同募金
街頭募金活動
【こども園つるのこ】

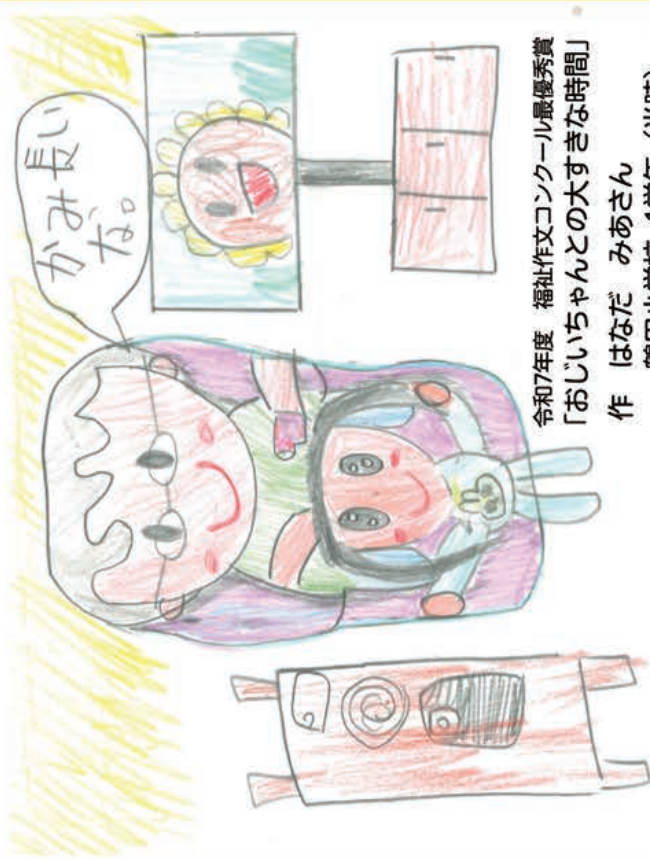


事業風景を載せています

第2次

社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会 地域福祉活動計画

— ガイダンス版 —



令和7年度 福祉作文コンクール最優秀賞
「おじいちゃんとの大すきな時間」
作 はなだ みあさん
鶴田小学校 1学年 (当時)

計画の期間 令和8年度～令和12年度

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会・地域福祉活動計画策定委員会

令和8年(2026年)4月

〒038-3503 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津193

TEL 0173-22-3394 FAX 0173-22-6322

e-mail turutashakyo@oregano.ocn.ne.jp

ホームページ https://tsuruta-syakyo.or.jp



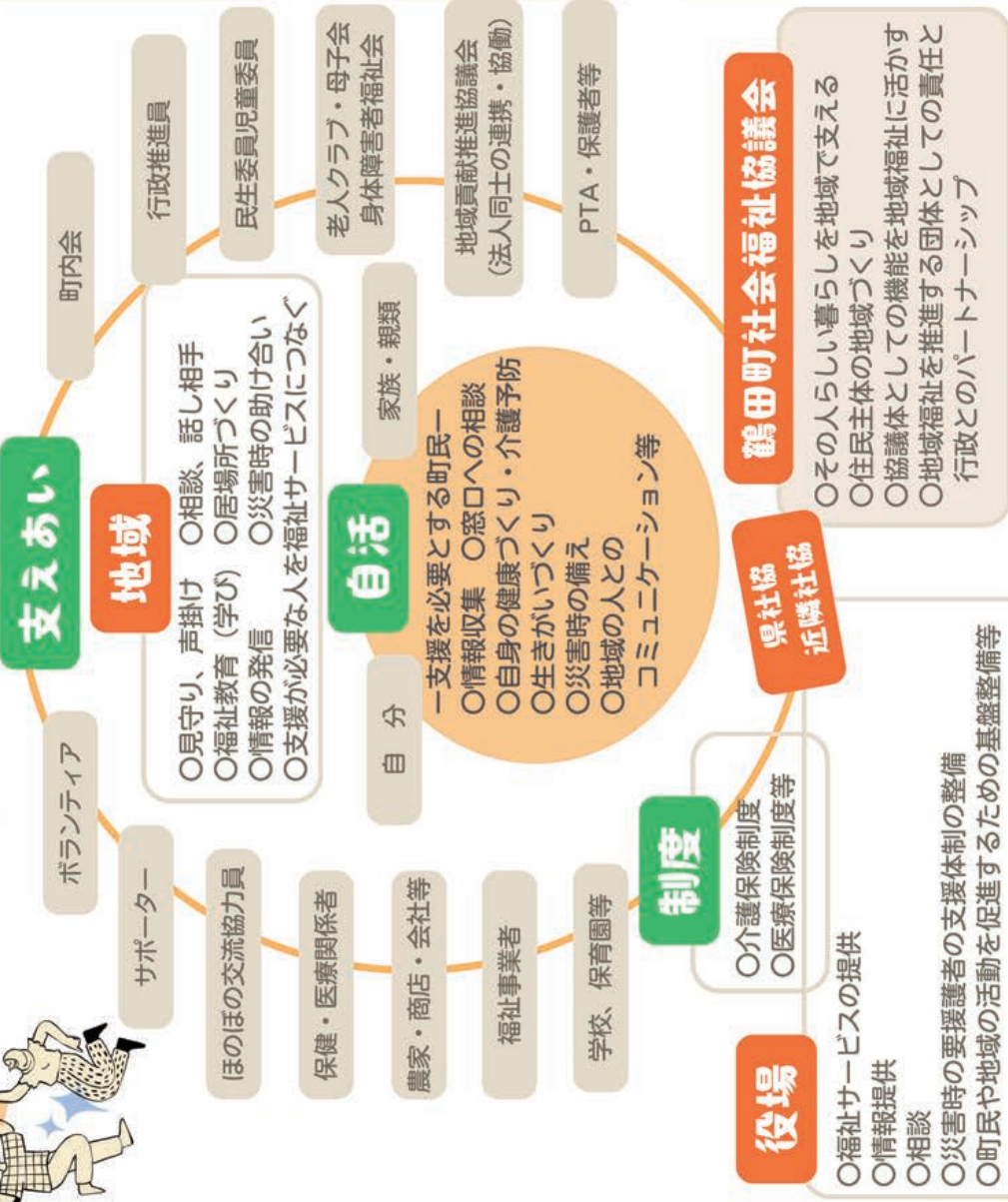
HP はこ55

住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり

基本理念



計画が目指す地域福祉のイメージ



基本目標 1

福祉を伝える人づくり

新たな発想と情熱を持ち、知識と技術の向上を図り、啓発活動に取り組めます

- ボランティア活動の推進
- 福祉教育の推進
- 広報・啓発活動の充実

基本目標 2

誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが心身ともに健やかに、その人らしく自立し、安心して生活ができるよう支援します

- 相談支援体制の充実
- 福祉サービスの充実
- 社会参加・生きがいづくりの推進

基本目標 3

みんなで支えあうまちづくり

住民主体の地域福祉活動を支援し、一人ひとりが参画し、支え合うまちづくりを目指します

- 住民主体の地域福祉活動の推進
- 地域の交流の場づくり
- 地域福祉活動の基盤強化

役割

- 福祉サービスの提供
- 情報提供
- 相談
- 災害時の要援護者の支援体制の整備
- 町民や地域の活動を促進するための基盤整備等

制度

- 介護保険制度
- 医療保険制度等

県社協

近隣社協

鶴田町社会福祉協議会

- その人らしい暮らしを地域で支える
- 住民主体の地域づくり
- 協議体としての機能を地域福祉に活かす
- 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ



第2次 地域福祉活動計画

発行年月 令和8年4月

編集・発行 社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会

〒038-3503

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津193

鶴田町保健福祉センター鶴遊館 内

TEL 0173-22-3394

FAX 0173-22-6322

URL <https://tsuruta-syakyo.or.jp>